

令和7（2025）年度

事業計画書



学校法人 岩手医科大学

目 次

1. 策定方針	・ ・ ・ ・	1
2. 主要な事業計画について		
(1) 経営・財務改善関係	・ ・ ・ ・	2
(2) 教育・研究関係	・ ・ ・ ・	4
(3) 補助事業及び委託事業関係	・ ・ ・ ・	14
(4) 診療関係	・ ・ ・ ・	18
(5) 管理運営関係	・ ・ ・ ・	21
(6) 施設設備関係	・ ・ ・ ・	25

1. 策定方針

本法人は、最新の生命科学に対応した「教育・研究・診療」を実践し、将来の更なる発展のため、総合移転整備計画を策定し、開学以来拠点としていた内丸キャンパスから矢巾キャンパスへ大学施設の段階的整備を進め、2019年度には国内有数の規模を誇る附属病院が竣工、内丸メディカルセンターとともに開院に至り、医療系総合大学の新たな歴史を歩み出した。

本来、2020年度以降は病院の運営を軌道に乗せ、内丸メディカルセンター新棟建設並びに内丸跡地の再開発に向けた事業資金を確保しつつ、事業を推進する計画であったが、附属病院建設に係る借入金返済が始まった中、学生収容定員未充足に伴う学納金収入の減少や新型コロナウイルス感染症の拡大による診療・手術制限等に伴う医療収入の減少、急性期医療を取り巻く環境の変化や人口減少、少子高齢化、更には近年の物価高騰等に伴う支出の増大が法人経営に甚大な影響を与え、各事業の見直しを余儀なくされた。

また、2024年4月には医師の働き方改革が施行され、医師不足が顕著な本県においては、附属病院と内丸メディカルセンターの2病院の診療体制を維持しつつ、地域の医療機関へ医師を派遣することは、医師個人の負担が非常に大きく、加えて、内丸キャンパス建物群は築50年が経過し、老朽化が著しい状況にある。

このような状況を踏まえ、本法人は、高度医療の提供、医療機関の役割、地域医療に貢献する体制を維持しつつ、将来を見据えた持続可能な診療体制の構築を図り、永続的に法人を運営していくため、2026年4月1日を目途に、歯科及び一部の医科を除いた内丸メディカルセンターの診療機能を附属病院へ集約することが最良であるとの判断に至った。

私立大学における経営環境が一層厳しさを増す中、本法人では、地域・社会の信頼を得て、安定的且つ継続的な財政基盤を構築していくことが重要であることから、「学校法人岩手医科大学中期計画 Vision2025-2029」を策定した。

2025年度は経営・財務改善に向けた諸計画を全学を挙げて確実に実行するとともに、質の高い教育・研究・診療活動の実践、国家試験合格率の向上、学生の確保、医療収入の増収、外部資金の獲得、そして恒常的経費の抑制等に努めることとし、以下の事業を実施する。

2. 主要な事業計画について

(1) 経営・財務改善関係

①経営・財務改善に向けた取り組み

本法人の厳しい財務状況から脱却すべく、収支改善に向けた短期・中長期的な取り組みを行い、永続的かつ安定的な法人運営を図るための財政基盤の確立を目指す。

【短期的な収支改善に向けた取り組み】

(ア) 附属病院、内丸メディカルセンターの取り組み

- ・ 間接材調達費の最適化
- ・ 化学療法における入院／外来の最適化
- ・ 差額室料の最適化
- ・ 医師事務作業者体制加算の取得
- ・ 個室料金設定の見直し
- ・ 高額医療機器保守料、メンテナンス料の見直し
- ・ 医療材料費削減活動「ローコストオペレーション（LCO）」の実施
- ・ ICU運営体制の再構築
- ・ DPCのコーディング精査、体制構築
- ・ 治験件数の増加のための取り組み
- ・ 病棟再編成、ベッドコントロール運用の再構築、病床運用の効率化
- ・ 材料管理／請求の徹底
- ・ 術前検査の外来化
- ・ 病棟個室数の増加
- ・ 大型投資の繰り延べ、削減

(イ) 大学（学部）の取り組み

- ・ 学納金、寮費の検討
- ・ 支出の削減（学部の業務委託費等）
- ・ 入学者確保に向けた取り組み
- ・ 薬学部の今後の在り方の検討
- ・ 外的資金の獲得

(ウ) 法人の取り組み

- ・ 一時金の継続的な停止の検討
- ・ 固定資産の適正な管理及び有効活用の推進

【中長期的な収支改善に向けた取組】

- ・現状把握、赤字要因の特定、戦略課題の抽出
- ・中期施策、経営再建計画、ロードマップの策定

②附属病院（本院）への診療体制の集約化

大学財政の改善に向け、現状の2病院体制から矢巾の附属病院（本院）へ診療機能を集約化することで、医師の負担軽減を図り、効率的な診療体制を構築し、財政的に大きな負担となっている固定費（業務委託費、医療機器の保守費等）の削減を行う。

- （ア）内丸メディカルセンター外来機能・入院機能の移転
- （イ）矢巾附属病院における内丸機能集約スペースの確保及び各種改修工事
- （ウ）矢巾への段階的な移転に合わせた内丸地区診療機能の整理（歯科）

③先進的イノベーション創薬研究所（仮称）の設立

研究のためのプラットフォームとして、現行の医歯薬総合研究所を先進的イノベーション創薬研究所（仮称）に改組し、各学部、各部署、企業との共同研究を行い、科研費も含む公的競争研究費の獲得、さらには、企業との共同研究を社会実装し、法人としての運営資金の獲得を目指す。

- （ア）臨床研究・臨床治験業務の支援
- （イ）中期計画課題の外部資金獲得の支援
- （ウ）知的財産管理の支援
- （エ）産学連携の支援
- （オ）TRの支援（基礎研究シーズの発掘、育成など）
- （カ）PMDAなど規制当局への対応の支援（規制対応）
- （キ）生体資源・情報の収集、管理
- （ク）臨床講座、学部と連携した基盤研究と創薬研究の実施
- （ケ）倫理審査の一括管理

(2) 教育・研究関係

①大学院医学研究科：入学者確保に向けた活動の推進

医学研究科では大学院授業料減免制度・秋入学制度・新たなコース設置等の種々の対策を講じた結果、修士課程の入学者数は増加傾向にあるが、博士課程は依然として入学者確保が難航していることから、広報物や大学ホームページ内容の見直しを進め、効果的かつ効率的な広報活動を行っていく。

また、近年の様々な施策導入により、学生の履修管理等が煩雑化していることから、簡潔で柔軟に研究活動を進めることができるような管理体制の検討を行い、教育課程の充実化を推進していく。

②医学部：学修支援体制の強化による医師国家試験合格率と進級・卒業率の向上

医学部では、医師国家試験合格率の長期低迷から脱却することができ、原級・卒業留置者も減少傾向にあるが、国試合格率及び進級・卒業率の更なる向上を目指す必要がある。低学年からの生活習慣の適正化と自己学修習慣の習得のため、担任・教務委員会・基礎教授会が連携して、第1学年に対する多角的な指導・支援を行う。第2～6学年の原級留置者・成績低迷者には、教務委員会・学修支援委員会が中心となり、基礎知識の向上、自己学修姿勢の定着、モチベーションの維持・向上を目的とした少人数双方向性学修支援プログラムやグループ学修の充実化を図るとともに、種々の予備校プログラムを効果的に利用することで、学修支援体制を更に強化する。第5・6学年の総合試験においては、近年適正化が図られており、引き続きFD・ブラッシュアップ・フィードバックの強化による問題の質向上を図る。2023年度から公的試験となった共用試験については、CBTの全国統一合格基準がIRT396以上となったため、従来の本学の合格基準IRT450に達しない学生が進級することから、第2～4学年におけるCBT対策プログラム及び4～6学年の学修支援体制を強化する。臨床実習前・後OSCEは以前に比し難化し、留年者の増加が懸念されることから、基本的臨床技能実習及び高次臨床実習の充実・強化を図る。機関別認証評価の指摘事項や医学教育分野別評価基準を踏まえ、専門科目の単位数の更なる見直しを含めたカリキュラムの改変を進める。

③大学院歯学研究科：教育課程の充実と大学院生の確保

(ア) 先端的研究の推進と歯科分野における高度専門職業人の育成

歯科医学分野における基礎研究及び臨床応用研究を強化し、グローバルに活躍できる高度専門職業人を育成するための教育プログラムを構築する。

(イ) 情報通信技術（ICT）を用いた遠隔教育の導入

多様な受講者ニーズに対応するため、Webを活用した講義と受講システムの確立と導入及び充実を図る。

(ウ) 教員研修の積極的な実施

教育手法等に関する教員研修を実施するとともに、教員が意欲的に能力を発揮できる仕組みを構築し、多様なニーズに対応できる教員の育成と能力の向上を図る。

(エ) 教育の質向上に向けた評価制度と教員育成

カリキュラムの達成度、教育の質を測る定量的な評価基準を設定し、教育の改善サイクルを構築する。

(オ) 情報公開の充実及び募集広報方式の改革

歯学部ホームページの充実等、効果的かつ効率的な募集広報や情報公開を促進し、大学院生の確保に繋げる。

④歯学部：教育の質の向上に向けた教育改革の推進

大学の教育の質の維持には教育課程の充実が不可欠である。歯科医師国家試験合格率の高水準維持と留年率の低下に向けて、2023年度に設置した教務委員会の下部組織であるカリキュラム検討部会、成績評価部会、学修支援部会の活動を活発化し、教育の質の向上を図る。カリキュラム検討部会では、基礎歯学と臨床歯学がシームレスに融合した、学生が学びやすいカリキュラムの構築、全学年での総合試験の設置と運用、コアカリキュラムと共用試験（CBT、OSCE）への対応を図り、ICTを活用した効果的な学修手法を検討する。成績評価部会では、歯科医師国家試験・共用試験と歯学部における各種試験との整合性を確保し、合格基準の適正化を図る。学修支援部会では、学生への学修支援体制の構築と、内丸キャンパス歯学部の継続利用に伴う学修環境の整備（2025年度：歯学部6階第4講義室の映像音響機器更新）を図り、原級留置者・成績低迷者を対象とした学修支援の在り方を検討する。

また、教育改革を継続的に改善するため、教学IRの分析結果に基づく成果の検証、在学生・卒業生・学外者が参画する教育評価委員会の設置、教育評価委員会等による外部評価に基づいた効果的なPDCAサイクルの実現を図り、更なる教育改善を図る。

⑤歯学部：入学生確保の取り組みの推進

大学の健全な運営のためには、入学生の確保が必要不可欠である。受験生が大学を選択する際、国家試験合格率と留年率は重要な要因となることから、教育課程の充実を推進することはもちろんのこと、入学生確保においては、18歳人口の減少に伴い大学受験者数が減少する中で、歯科医師という職業の魅力、歯科医療の役割と重要性について大学受験生とその保護者に対する認知度を向上させる必要がある。大学受験生に対する広報活動としては、2023年に設置した歯学部広報委員会を中心に、歯学部ホームページの整備とSNSを活用した広報活動の展開を図り、歯学部の取り組みを広く理解してもらうための「歯学部だより」の発刊を継続する。

また、小学校・中学校・高校への出前講座、小学生・保護者を対象とした歯科医療体験講座、中学校・高校を対象とした歯学部体験入学、予備校・高校訪問等を実施し、歯科医師の職業認知度を向上させるための啓発活動を展開することで、受験者の増加に繋げる。2025年度入試から新設した特待生制度は、入試結果を踏まえた分析評価と効果検証を継続的に行う。

⑥大学院薬学研究科：教育の質向上と学生確保

2024年度の博士課程在籍者は収容定員12名に対して3名であり年々減少していることを踏まえ、①入学者の確保、②4つのポリシーの見直し、③学位授与方針に示した学修成果の可視化及び④研究科担当教員の研究・教育能力の向上を目指す。

具体的には、①では、博士の学位取得のメリット等を明確にし、本学学生はもちろんのこと、他大学や医療機関等へ学生募集及び大学院授業料減免制度等の情報発信を行っていく。②と③では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）の改訂及びDPに基づく修了時コンピテンシーの策定までは完了しているため、今後は、制定されたDPの検証以外に、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）と評価方針（アセスメント・ポリシー）及び入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について見直しを行う。

また、コンピテンシーを基に、コンピテンス達成ロードマップ・マトリックスを整備することで、DPと学位論文審査基準の関係性を明確にし、学修成果の可視化を目指す。④では、学内外の共同研究も含め、国際的な視野に立って先進の研究を推し進め、その成果を、学会や原著論文等を通じて積極的に公表していくとともに、研究科の学生の教育にも活かしていく。

さらに、研究科主催のFDに参加し、自身の研究及び教育能力の向上に努める。

⑦薬学部：入学者確保に向けた薬学部の魅力・発信力の強化

薬学部の志願者及び入学者確保を目指し、①2025年度入試から新設した薬学部特待生制度及び同窓生学納金減免制度の検証、②広報活動による薬学部の魅力発信、及び③ホームページやSNSによる情報発信に取り組む。

具体的には、①では、修学支援制度を利用して入学した学生について、入学後の学業成績や、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）に基づく卒業時コンピテンシーの達成度等について評価し可視化する。そのデータと入学時の成績との相関についても、IR（Institutional Research）部門との連携の下で評価することで、修学支援制度の効果をより詳細に検証し、制度の更なる有効活用方法を探る。②と③では、オープンキャンパスやウインターセッションにおける薬学部の参加者が増加傾向にあることを踏まえ、出張講義や進学説明会、高校訪問等をこれまで以上に積極的に実施する。

また、2024年度から始めた薬学部オリジナル企画である「薬用植物に親しむ会」だけでなく新たな企画を通じて、小・中学生といった早い時期から薬学に興味や魅力を感じてもらい、薬学を学ぶための充実した教育環境が本学薬学部にはあることをウインターセッションやオープンキャンパスでも体験してもらおう。

さらに、薬事関係団体等との共催によるイベントにも参画し、広く薬学の啓発活動を行う。ホームページ運営ワーキンググループを中心に、ホームページやSNSを通じて、「大学、学部、授業科目の今」に特化したコンテンツの公開等を積極的に行う。

⑧薬学部：教育の質向上と学修成果・教育成果の可視化

入学定員を50名とすることで、これまで以上に、学生一人ひとりに丁寧、かつ、手厚い教育を提供できる体制になったことを踏まえ、更なる教育の質向上を目指し、①教育する側の質の向上を目指した教員組織体制の見直しとFD実施、②クラス担任制度の強化、③学修成果の判定及び可視化、及び④薬剤師国家試験対策に取り組む。

具体的には、①では、今後予定される教員の定年退職により、薬学部の各分野の所属教員数は大きく異なってくるため、教育の質を担保できる教員組織体制への改組を検討する。教員総会だけでなくFDを定期的実施し、教員間の教育意識に対するベクトル合わせを行う。教育の質向上と合わせて、他の薬系大学にはなく本学独自の薬剤師養成教育の実践に向けて、特に、附属病院及び同薬剤部との連携や人事交流の活発化を早急に検討する。②では、教授がクラス担任として各学年の学生を受け持ち、学修や生活の状況把握及び指導を行っているが、各担任が収集している情報を学生カルテとして集約、教員間で共有し、学生への指導を更に充実させる。

また、教育に加えて、生活や健康状態に不安がある場合も、関係部署と連携し問題点の把握と対策を行う。③では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）の改

訂とDPに基づく卒業時コンピテンシーの策定は既に完了しているため、授業科目レベルでのコンピテンス達成ロードマップ・マトリックスの最終案を策定し、その内容に基づいた学修成果の可視化を実行する。④では、全国平均以上の国家試験現役合格率を目標に、予備校と連携した国試対策講義、総合試験結果を基にした中下位者対象の補習講義及び土曜日補講を実施するとともに、5学年から国試対策基礎問題集や国試リード文等の長文化対策に取り組む。

また、学内模試と外部模試との相関を検証し、効果的な対策を検討していく。

⑨看護学部：看護学部の発展に向けて教育研究基盤を向上させていくための取り組み

看護学部の発展に向けて教育研究基盤を向上させていくための取り組みとして、看護学教育においては、卒業時コンピテンシー及びコンピテンス達成ロードマップ・マトリックスに基づいた学修者本位の教育を行い、その達成状況について点検・評価を行う。

また、保健医療福祉分野は、人口減少と少子高齢化、人口の東京圏への集中により複雑で多様な課題を抱えており、全国一律の方策で解決することが困難な時代とされている中で「地元創成看護学」が注目されており、本学部においても市町村の活動に学生が参画し、健康調査やニーズのヒアリング等の活動を通して、地域の特異な課題に対して主体的・自律的に取り組むことができる人材の育成に努める。

研究面においては、研究が教育及び社会貢献とともに大学に求められる基本的な役割であり、研究力の強化が質の高い教育の基盤構築に繋がるとの認識に立ち、科学研究費補助金等の補助金を積極的に獲得し、研究活動を推進する。

これら教育研究活動を推進するにあたっては、教員一人ひとりの力を活かした組織力の最大化や時代に合った体制が必要となることから、適切な人材配置を行うとともに、現状維持に留まらないよう必要に応じ組織体制の見直しを図る。

また、入学生の確保及び国家試験の合格率の高位維持は、学部の安定的な発展に欠かせない要素であり、少子化の時代に対応するため、高校訪問、学部独自のホームページ等を通して大学の魅力を積極的に発信し、入学志願者の増加に努めるとともに、国家試験対策として、対策講義、サポートミーティング等、高位合格者を維持するための対策を展開する。

⑩全学的教育改革の支援活動

社会の変化等を踏まえ、今後必要とされる人材育成に対応し、全学的に更なる教育改善を図るため、次の活動を展開する。

- (ア) 全学的教育改革の支援
- (イ) 教職員研修の積極的な実施
- (ウ) eラーニングツール等教育資源の検討整備
- (エ) 多職種連携等の全学的な科目に係る検討

⑪教学 I R (Institutional Research) の推進

教学データの可視化を進め、各学部等の教育改革及び点検に資するよう、次の項目を実施する。

- (ア) 学修成果の可視化等の推進
- (イ) ファクトブックの継続的作成と公開
- (ウ) 学修支援アンケートの実施と解析、公表と学生へのフィードバック
- (エ) 卒業後アンケート調査の実施と解析
- (オ) アセスメントテストの実施と解析
- (カ) データ分析のサポート

⑫教育設備 (マルチメディア教室ノートパソコン) の更新

教育・C B T等で全学的に使用するマルチメディア教室のノートパソコンの更新を行う。同室のノートパソコンは、コロナ禍以降の教育方法の変化等に対応するため、2023年度から5年で200台を更新する計画を立てていたが、学生数の減少や費用抑制の観点から、総数を160台に抑え、4年で40台ずつ更新する中期計画としており、2029年度からは次期更新を行う計画としている。

⑬実習関連機器等 (教養教育センター) の年次更新

各実習等に使用している機器等の多くが2007年の矢巾キャンパス開設時に整備したもので、新規購入が必須な機器等があること、また、移転時に整備した機器も故障頻度が増大していることから、現状に応じた実習関連機器の計画的な更新・整備を行う。更新・整備にあたっては、経済的な側面に配慮しつつ、本学教育の質を担保するとともに、実習等教育活動における安全性も確保することを企図した計画とする。

⑭教養教育、準備教育に係る教育見直しと高大連携の改善

入学前教育から、リメディアル教育、リベラルアーツ教育、専門教育への橋渡し教育まで、時代の変化に対応した教育を実施する。

- (ア) 選択科目の見直し
- (イ) 学修支援の継続、内容に関する検討
- (ウ) 入学前教育に関する高大連携体制の構築

⑮シミュレーション教育環境の整備

学生と医療従事者に対する医療技術の教育及び研修の場として、また、実効性のあるシミュレーション教育を行うことで医療の質を担保するとともに、技術的援助及び教材の効率的な管理・運用を行う。

2013年のクリニカルシミュレーションセンター設置から10年以上が経過し、「大学改革推進等補助金（大学等による地域復興のためのセンター的機能整備事業）」補助金により整備したシミュレーターの老朽化・経年劣化により故障が目立っていることから、補助金を活用しながら稼働率の高いシミュレーターの更新・増備、OSCE対応等各学部の要望や、臨床部門からの要望に沿ったシミュレーターを新規に購入し、また、附属病院の廃棄品のリユース（教育用としての転用）も行い、教育資産・環境の最適化と、維持拡充・整備を実施する。

医学教育におけるシミュレーション教育は、臨床教育の充実のため近年急速に発展し、2016年度改定版医学教育モデル・コア・カリキュラムに盛り込まれるとともに、分野別認証評価における評価項目となるなど、その重要性・必要性が増している。昨今は研修医等、若手医師やコメディカルのより高度な知識・スキルの獲得に活用されており、高度医療人育成の推進に大きく寄与している。

⑯医歯薬総合研究所：研究機器の戦略的な更新と共用推進、研究施設スタッフのスキルアップ、研究施設の利用者数増加のためのサービス内容の周知

本学の研究力の更なる向上のために、医歯薬総合研究所の研究施設における支援体制を整備する。整備内容としては、研究ニーズや技術革新に応じて、研究施設の支援体制を見直す他、老朽化した研究機器の維持・更新を計画的に実施し、研究インフラの充実と持続可能な発展を実現する。

また、本学で保有する研究機器を重要な研究資源の一つと捉え、研究施設に整備・集約し共用を促進することで研究資源の有効活用とコスト削減を図る。

研究施設のスタッフにおいては、研究機器の保守と点検を行うだけでなく、試料作成やデータ解析の支援にあたるような研究心溢れる人材の養成に努める。

また、これまで以上に研究施設の業務内容の周知を図り、利用者の拡大に加えて、研究者からの要請に応じたサービス業務の拡大を目指す。

⑰産学官連携を通じた研究成果の社会還元への推進

医療系総合大学としての独自性とメリットを活かし、受託研究・共同研究・技術移転等の産学官連携活動の実施を通じて地域産業・経済と積極的に連携・協力することにより、研究成果の社会還元を図る。

具体的な推進方策として、産学官連携活動を統括する研究開発・共創センターにワンストップ相談窓口機能をもたせることで産と学を効率的に結び付け、また、外部との専門家やTLO等専門機関と連携し、知的財産の権利化、維持管理、技術移転までを行い、研究成果の保護及び活用を図る。更には展示会等での研究成果の発信、研究シーズの公表、競争的資金（産学官連携関連）への組織的な斡旋、自治体等との連携体制の構築による情報共有を行い、企業等との効率的な連携を図る。

また、研究者の人材育成としては研究リスクマネジメント教育の実施の他、大学院における産学連携や社会実装を志向した講義を開講し、知識・理解を深めることで研究の高度化に対応した研究者を養成する。

これらの活動を踏まえて産学官連携の数値目標として、共同研究については企業等との連携を促す体制を継続することで2023年度件数を上回る11件を目標とし、産学官連携推進の向上を図る。発明の創出については発明の掘り起こしを継続することで発明件数の増加を図り、単独での国内特許出願は2023年度実績を上回る2件を、共同での国内特許出願は事業化を行う企業等との調整を図りつつ、2023年度実績を上回る1件をそれぞれ目標とする。実施許諾については権利化した発明をもって大学と企業とが知的創造サイクルを構築することで社会実装を推進させ、2023年度に収益をもたらした件数を上回る9件（継続含む）を目標とし、知的財産の活用による研究成果の社会還元への向上を図る。

⑱学生支援体制の推進

本学で定めている「岩手医科大学学生支援方針及び各指針」に従い、学生部として支援体制を推進していく。

また、昨今の社会情勢及び学生の多様なニーズも鑑み、今ある学生支援体制について更なる改善・向上に向けた取り組みを行う。

- (ア) 支援体制の整備・見直し
- (イ) キャンパスライフガイドの作成
- (ウ) 課外活動への支援

⑱矢巾キャンパスの教育環境の整備

矢巾キャンパスの講義室・実習室・大堀記念講堂に設置している視聴覚機器は、これまでも計画的な更新や保守点検、修繕等を行い、日々の教育に支障をきたさないよう整備を行っている。しかし、2019年度から6か年で行う予定としていた計画更新は4年目以降凍結しており、既に修理対応不能な機器も散見されている。今後は、本学の財政状況を踏まえ、整備の優先順位を、第1) 保守契約内での対応、第2) 修理対応、第3) 更新とし、既存機器の利活用を可能な限り継続していくこととする。

⑳病理標本の火葬処分

病理診断学講座において保有している病理解剖献体採取後の病理標本は、学生実習等の医学教育に供されており、標本作成に伴い排出される臓器等については、医学部学生実習費により火葬処分することとなっていたが、現在、火葬容器換算で440箱程度の標本が内丸キャンパスに保管されたままとなっている。

本標本について、今後3年をかけて火葬処分することとし、今後は病理診断学講座にて適正な保有数を維持・管理するよう取り組むこととする。

㉑入試制度改革の推進と戦略的な学生募集活動

入学者の安定的な確保、公平・公正な入学試験の実施のため、主に以下の点を重点的に取り組む。

- (ア) アドミッション・ポリシー、実施要領に基づく入学試験の確実な実施
- (イ) 学部の魅力を体感できるオープンキャンパスの企画・運営
- (ウ) 多様なメディアと受験生サイトを活用した大学の魅力の積極的発信
- (エ) 高大接続改革（大学入学者選抜）への対応検討
- (オ) 進学相談会参加による大学ブランド力の向上と受験生へのリーチ強化
- (カ) インターネット出願システムを活用した出願手続きの利便性向上

㉒学生のキャリアビジョンを助け、希望する就職を実現するための支援

- (ア) 個人の希望や適性に基づくタイムリーな求人情報の提供
- (イ) 進路選択、就職活動に役立つガイダンスやセミナーの開催
- (ウ) 企業等の協力によるインターンシップ企画の実施
- (エ) キャリア支援事業に係る満足度調査の実施
- (オ) 卒業生の活躍の情報収集と広報への展開
- (カ) 面接試験（対面及びW e b形式）への対応

②医療専門学校の入学生確保と国家試験合格率の高位維持

入学定員を充足させるため、様々なジャンルの広報活動を行い、広く歯科衛生士という職業について周知し、オープンキャンパスに参加してもらうよう心がける。時代の変化に合わせた歯科衛生士を育成するためカリキュラムの充実化を図り、岩手県の歯科医療のニーズを満たしていくよう努力する。高校への訪問活動を継続し、岩手県のみならず、県境の隣県への高校訪問を実施する。修学支援に係る資金制度の活用について周知に努め、社会人の入学の促進を図る。

また、岩手県歯科医師会との連携を図り、各歯科医院へ入学の広報に努める。オープンキャンパスは高校生と接触できる重要なイベントと位置づけ、年複数回の開催を通して職業及び学校への理解を深めてもらう。国家試験合格率は学校評価において重要な指標となることから、きめ細やかなサポートにより、合格率の高位維持を図る。

(3) 補助事業及び委託事業関係

①日本災害医療ロジスティクス研修

本研修は、大規模災害時、被災県に支援に入る医療チームとして、円滑な情報収集・統制、資機材や支援物資の運搬、十分な生活環境の確保等ロジスティクス能力の向上を目的に実施する。

災害医療活動を行っている組織として日本赤十字社、国際緊急援助隊、DMAT、JMAT等があるが、実践力強化に係る研修の実施は組織ごとで、組織の枠を超えた大規模な研修は前例がなかった。本研修は、大規模災害に備え、個人のロジスティクス能力向上だけでなく他組織間の連携強化をも図る。2024年には研修開催10回を数え、研修修了者は500人を超えるに至ったが、依然として研修に関する各所からの関心は高い。東日本大震災の被災地で実践に即した研修を行うことで、災害時、医療チームの円滑な活動、被災者に対する効率的な支援を行うことが可能となり、災害時対応医療人の育成に繋がると考える。

②災害時実践力強化事業

岩手県からの委託を受け、自然災害や大規模事故等の発生により要救助者・避難者が大量に発生した場合、発生直後から中長期にわたって適切に医療を提供するために医療従事者、救助関係者、行政職員等の密な連携及び災害医療に係る実践力の強化が必要となることから、これら災害医療・救急救助に携わる人材育成を行う。

- (ア) 災害医療コーディネーター研修
- (イ) 災害保健医療従事者研修
- (ウ) 岩手DMAT隊員養成研修
- (エ) 広域災害医療情報システム（EMIS）操作研修
- (オ) 岩手災害医療ロジスティクス研修
- (カ) 岩手DMATロジスティクス研修
- (キ) 災害時病院行動指針策定研修
- (ク) 防災実践塾

③災害医療研修会

本研修会は、医師、看護師、メディカルスタッフ、学生、消防、警察、自衛隊、行政職員等、職種を問わず災害医療に興味のある方を対象に実施するもので、災害医療とは何かといった初歩的な概論から、災害発生時の院内初動対応、慢性期における避難所運営等実践に即した内容までを修得でき、当センターで開催する他の研修を受講するきっかけ作りにもなっている。

④いわての師匠事業

次世代の災害復興を担う県内の小・中・高校生を対象とした復興教育「いわての師匠」派遣事業に賛同し、災害医療に関する講演・実習を行うことで、関心や興味を持ってもらい、災害時の対応できる人材を将来、拡大していくことを目的としている。

⑤東北メディカル・メガバンク計画

いわて東北メディカル・メガバンク機構は、東日本大震災で未曾有の被害を受けた被災地域を中心に健康調査を実施し、第1段階（2012年度～2016年度）で目標の3万人を超えるリクルートを達成し、第2段階（2017年度～2020年度）では健康調査参加者を対象に詳細二次調査、追跡調査を行い、目標の2.4万人を超える健康調査を達成した。第3段階（2021年度～2025年度）では詳細二次調査参加者を対象に引き続き詳細三次調査、追跡調査を行い、健康調査の結果を参加者や自治体の健康行政等に還元し地域住民の健康維持・増進に務める。

また、国内最大級の一般住民ゲノムコホート・バイオバンクとして整備、充実させるとともに、これまでに収集・解析した試料・情報を維持・保管し、より多くの科学的、社会的な成果を生み出す基盤となるよう全国の研究者への分譲や共同研究を推進する。

さらに、多因子疾患の遺伝情報回付により健康行動等に与える影響を分析するとともに、ゲノム・エピゲノム情報によるスマート健康社会の実現、個別化医療・個別化予防の実現に向けた先導モデルとなるための取り組みを東北大学と連携して推進する。

なお、第4段階の2026年度以降の東北メディカル・メガバンク計画の方向性について、文部科学省、日本医療研究開発機構、東北大学と連携し検討する。

⑥岩手県高度救命救急センター運営事業

岩手県唯一の高度救命救急センターとして、一般的な救急疾患以外にも、広範囲熱傷、四肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者その他重症及び重篤な救急患者に対する医療の提供体制を整備し、岩手県の救急医療の最後の砦として継続した診療を実施する。

⑦岩手県ドクターヘリ運航事業

広大な県土を有する岩手において、高度救命救急医療の充実を目的とした岩手県ドクターヘリの運航は、2012年5月から本学が岩手県から委託され運用している。

運航開始以来、医療機関や消防機関との連携の下、安全かつ着実に運航が行われ、矢巾への附属病院移転後も引き続き医療機関への搬送時間短縮を図るだけでなく、いち早く患者の初期治療を行い、救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とし、

救急医療の充実に取り組んでいる。

2022年4月からは、緊急の医療的処置を要する未熟児・新生児について、基地病院である岩手医科大学附属病院と県内の地域周産期母子医療センターである医療機関との間の施設間搬送を開始し、少ない医療資源（医療スタッフ含む）の効率運用等の間接的効果も期待されている。

⑧総合周産期母子医療センター運営事業

岩手県から総合周産期母子医療センターとして指定を受け、母体・胎児集中治療管理室（MFICU）9床及び新生児集中治療管理室（NICU）24床及び回復期治療室（GCU）14床等を整備し、ハイリスク妊産婦に対する医療及び高度な新生児医療の提供を実施する。

⑨岩手県こころのケアセンター事業

岩手県こころのケアセンター設置14年目を迎え、被災地における中長期の活動体制を継続している。

なお、本事業は岩手県よりの委託事業であり、いわて県民計画（2019～2028）における復興推進プラン（2019～2028）の中に位置付けられている。

また、本事業は当センターが方法論を構築しながら、精神医療過疎である被災地域の保健所や市町村、関連機関と当センターとの連携、協働によって行われており、こころのケア関連の事業としての重要度は極めて高い。

2019年に国では「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）で地震・津波被災地域は復興・創生期間後5年間で役割を全うすることを目指すこととされた。被災地におけるこころのケア等の支援等に関しては、岩手県においても長期的な事業が望まれており、岩手県や岩手県議会、当センターをはじめ関連機関は、国に対しても再三にわたり長期的な事業継続の必要性を要望してきた。このような経緯もあり、国は事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、5年以内に終了しないものについてはそれまでの進捗を考慮しながら適切に対応すべきものと位置づけ、あわせて復興庁設置法の一部改正（令和2年法律第46号、令和12年度まで延長）が行われた。本事業は岩手県、国の動向が反映されるものであるため、今後も岩手県と連携し、関連市町村等と協力しつつ事業を推進されることが期待される。復興推進プランにおける岩手県の政策的重要性を担保し、初期から現在までに構築した関係機関等との連携体制を活かし、より効果的に下記事業を展開し、人材育成にも積極的に取り組み、被災地のこころのケアを推進していく。

(ア) 被災者支援

沿岸7拠点における相談室活動、その他訪問活動等

(イ) 普及啓発活動

被災住民を対象とした普及啓発活動、保健師等を対象とした人材育成活動等

(ウ) 人材育成

大規模災害に対応できる人材の育成

⑩いわてこどもケアセンター運営事業

震災で被災したこと等により、震災ストレスや様々な要因により精神的不調をきたしている子どもとその家族を対象に、こころの健康が回復するよう、相談（医療が必要な場合は児童精神科外来と連携）、研修、研究、啓発等を行う。

(ア) 相談

有資格者等専門職による相談支援を行う。（関係機関との連携、医療が必要とされる子どもの受診調整・支援）

(イ) 研修

医師等こどもケアセンター職員の育成を行う他、子どものこころのケア従事者や関係機関へ地域における子どもと家庭への支援力の向上を目的とし研修を行う。

(ウ) 研究・啓発

診療等から得られる知見や被災地域の現状把握等から得られた情報の統計処理・分析に基づき子どもたちを取り巻く課題を明らかにし、効果的なケアのあり方について研究を行い、その成果を踏まえた啓発活動を行う。

(4) 診療関係

①病院経営改善に向けた取り組みの推進

2019年度の附属病院移転以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による診療制限等に伴う医療収入の減少や社会情勢の変化に伴う物価高騰、人件費高騰等に伴う支出の増大並びに新病院建設に係る借入金返済の開始により、附属病院の収支の均衡に至っていないことから、財務改善に向けた実効性のある対策を計画・実行し、安定した病院経営を継続できるよう財政基盤の構築を行う。

- (ア) 集中系病棟運営体制の再構築後の検証・継続したモニタリング及び更なるHCU増床の検討
- (イ) 一般病棟再編成及び患者サポートセンターの強化
(医師・看護師の負担軽減に資する病床運用)
- (ウ) 有料個室の再編及び重症個室（重症者等療養環境特別加算）の設定
- (エ) 患者負担の軽減及びバイオシミラー使用推進を目的とした化学療法入院化
- (オ) 治験に係る経費算出基準の改訂及び治験件数増加
- (カ) DPCコーディングの適正化及び診療録管理体制加算1算定に向けた診療情報管理士の確保・育成
- (キ) 医師事務作業補助者体制加算上位加算への移行及び運用体制の強化
- (ク) 業務委託費の適正化（医事・施設管理・警備等）
- (ケ) 高額医療機器の保守・メンテナンス料の削減
- (コ) 医療材料費削減活動(LCO)の実施及び医療材料の購入・消費・請求の最適化
- (サ) 附属病院における印刷コスト削減計画

②医療の質向上に向けた取り組みの推進

- (ア) 病院機能評価の更新審査受審に関する取り組み

特定機能病院承認要件として病院機能評価の認定が必須となっており、当院では2020年に受審し、2022年に認定を受けている。認定後は5年ごとの更新審査を受ける必要があり、2027年1月が更新期限であるため、2025年度から準備を進める。

- (イ) 医療の質を示す指標(QI)に関する取り組み

病院機能評価における評価項目にて、臨床指標を定めて診療の質改善に活用することが重要とされており、2024年診療報酬改定においてはDPC機能評価係数に医療の質向上に向けた取り組みが評価されることとなったため、医療の質を管理する専門の部門を設置し、医療クオリティマネージャーの養成を進める。

また、院内各部署で活用している指標と日本病院会のQIプロジェクトにて採用されている指標を用いて、当院におけるQI(Quality Indicator:医療の質を示

す指標)を策定の上、当院の課題及び改善点を抽出し明らかにするとともに、対策等を検討・実施し、継続したモニタリング、管理を行う。

③医師の時間外労働規制に対する取り組みの推進

(ア) 医師の労働時間管理の適正化に向けた取り組み

2024年4月から改正後の医療法が施行され、医師の年間の時間外・休日労働時間に上限規制が設けられたことに伴い、医師の労働時間管理の適正化を目標として、2024年度に引き続き休日・時間外労働の実績確認に取り組む。把握した休日・時間外労働の実態について、適切な労務管理の下、各種報告及び特定労務管理対象医療機関の指定をはじめとした手続きを進める。

(イ) 産業保健の仕組みの活用

医師の労働時間について、2024年4月から上限規制が設けられたことに伴い、休日及び時間外に長時間労働に従事した医師については、医療法においても適切な対応が求められていることから、2024年度に引き続き、産業保健の仕組みを活用した次の取り組みを推進する。

- ・安全衛生委員会への報告、長時間勤務者との面談

(ウ) 特定労務管理対象医療機関の指定継続に向けた取り組み

医師の労働時間について、2024年4月から上限規制が設けられたことに伴い、年960時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関として特定労務管理対象医療機関の指定を受けている。

2026年度末に特定労務管理対象医療機関の指定更新を控えていることから、次の取り組みを進める。

- ・医師労働時間短縮計画の実行と定期的な見直し
- ・医療機関勤務環境評価センターによる訪問評価の受審準備

④医療情報システムの一部機能追加・部分改修

(ア) 救急時医療情報閲覧機能対応

国策により2024年12月から運用開始となる「救急時医療情報閲覧機能[※]」が「救命救急入院料」の施設基準要件となった(経過措置:2025年4月1日)。救命救急入院料の2023年度稼働額は161,409,090円に上ることから、大幅な減収を避けるため、本機能を導入する。

なお、費用を最小限に抑えるため、本機能の導入は救急センター、救急医局、救急病棟の一部端末を対象とし、ICカードリーダーの取付作業やプログラムインストールは職員が実施する。

※救急時医療情報閲覧機能:患者のマイナンバーカード確認(または氏名、生年

月日等の検索)により、過去のレセプト情報に基づく医療情報が閲覧できる仕組みのことで、情報セキュリティ上、電子カルテログイン時の二要素認証(ＩＣカードタッチ＋パスワード入力)が必須要件となっている。

(イ) 血液ガス分析装置電子カルテ連携

病棟で行った血液ガスの検査結果は電子カルテシステムで閲覧できないため、検査結果を紙で出力し、電子カルテへスキャン若しくは手入力を行っている。現状の運用では、転記間違いの危険性や検査結果を時系列で確認しづらい等の不利益が生じていることから、血液ガスの検査結果を電子カルテシステムでも閲覧できるように連携し改善を図る。

(ウ) ナーシングカート用バッテリー

電子カルテノート端末が搭載されているナーシングカートのバッテリーは予備機がなく、現在 18 台のバッテリー故障カートが対応保留のまま病棟で使用されている。稼働時間が数 10 分しかもたず、病棟業務に影響が出ていることや、今後も経年劣化により損耗ペースが増えることが予想されるため購入する。

⑤管理栄養士増員による増収計画

病棟に管理栄養士を専従配置し、入院栄養管理体制加算料の増加を図る。併せて、看護師から管理栄養士へ食事変更オーダーのシフトを行うとともに、摂食嚥下機能に合わせた食事調整、経腸栄養剤の相談や勉強会等を開催し、患者及び職員満足度の向上を図る。

(5) 管理運営関係

①ガバナンス・コードに基づく法人運営の推進

本法人は、高い公共性を有し、社会的に責任を負っており、社会からの信頼と理解を得て一層発展していくためには、法人運営における役割、権限及び責任を明確にした上で、その機能を適切に発揮し、法人のガバナンス体制を継続検証しながら、健全な成長と強化発展に繋げ、より強固な運営基盤をつくる必要があることから、コンプライアンスを重視し、透明性を確保しつつ、自主行動規範であるガバナンス・コードの下、適切なガバナンスを確保し、中期計画及び事業計画を着実に実行していく。

②事業活動資金の確保に向けた募金活動の展開

私立医系大学を巡る社会情勢が年々厳しさを増す中、外部資金の獲得により事業活動資金の財源を確保することが重要であることから、効果的な募金活動を展開し寄付金収入の向上に努める。

募金活動にあたっては、募金パンフレットや大学ホームページ等を通じた広報活動の他、寄付者に対する顕彰活動を実施し寄付意欲の醸成に努める。

また、今後の各計画事業の動向を踏まえ、新しい募金制度の導入を視野に入れた検討を行う。

③デジタル技術（ワークフローやRPA等）を活用した事務局の業務効率化の推進

ワークフローシステムの導入により電子決裁環境が整い、学内での電子決裁の活用が進んでいる。今後は各種事務手続きや申請等、適用範囲の拡大を図り、手続きの高速化や転記に係る時間の削減、ミスの防止等、ワークフローシステムを有効活用し、更なる業務効率化を推進する。

また、RPA（Robotic Process Automation）や議事録作成ソフトを活用し、事務局における定型業務等の効率化を図る。既にRPAを活用している定型業務においては、業務の自動化及び処理時間が削減できている状態を維持するため、継続してRPA活用と安定稼働に取り組んでいく。

④勤怠管理システムの導入

労働基準法では、使用者は労働者の労働時間をICカード等を用いて、適正に把握・管理する責務があると規定されており、本学においても関連法規等を遵守するため、2018年度以降、移転計画と併せて、勤怠管理システムに必要なインフラ整備と職種ごとの段階的な導入を進めてきた。2019年10月からは全職員の出退勤打刻の記録を開始し、その後、2020年1月以降順次、事務局、メディカル部門、看護部でシステムの

運用を開始した。

また、2022年4月からは医師（臨床系教育職員）への稼働拡大を図り、2024年4月施行の医師の労働時間の上限規制に向けた労務管理環境の整備を進め、システムの使用方法のみならず、労働や自己研鑽の考え方や就業上の規則の周知徹底とともに教育職員ならではの勤務の特殊性や医師の働き方改革に伴う健康確保措置等へのためのシステム改変を施してきた。その後、医師への導入内容を準用し、2024年3月から歯科医師への稼働拡大を実現した。

今後は、更にシステムの稼働範囲を拡大し、2025年度以降については、統合基礎講座をはじめとする未稼働部署・職種の勤怠管理の実現へ向けて、システムの稼働範囲を順次拡大していく予定である。

なお、勤怠管理システムの導入により、労働時間管理や超過勤務等手当計算、休暇処理に掛かる業務の省力化が図られている。

⑤中長期財務計画の策定

2024年度に策定された経営再建計画に基づき、財務状況を客観的に把握した上で、現実的な計画を行い、中期計画の実効性の担保及び将来に向けての財務基盤の確立を目指す。特に、財政に大きな影響を与える将来的な大規模修繕計画や設備等の更新計画等の大型投資計画を定める。

⑥適切な予算の策定と予算統制

経営再建計画の遂行のため、中長期的財務計画に基づいた予算編成を行う。

また、各種新規事業を実施する中で過去の慣例慣習にとらわれることなくスクラップアンドビルドを実行し、中期計画の実行のため選択と集中による予算編成を行う。

予算計画と実績との照合により、迅速な予算達成状況の把握、データ分析による予算計画の有効性や業務上の問題点を把握し、次年度以降の予算作成へつなげる。

⑦財務状況のモニタリングと分析

的確な現状把握と財政状況の検証を実施し、中・長期的な資金計画に基づく財務分析による財務マネジメントを行う。

⑧固定資産の適正な管理及び有効活用の推進

本法人が所有する固定資産の利用・管理状況を検証し、資産の有効活用を推進する。

(ア) 不動産の有効活用に向けた検討を行う。

- ・不動産鑑定を実施し、公的機関との賃料改定交渉を行う。
また、鑑定結果に基づき近隣賃貸事業者との交渉を進める。
- ・散財している所有不動産について、売却も含めた有効活用方策を検討・推進することで、維持費削減を目指す。

(イ) 物品（機器・備品）を法人全体で有効活用できる体制を継続しつつ、更に活用機会が増加するよう方策を検討する。

⑨情報セキュリティ対策

サイバー攻撃による情報流出事件が全国的に増加しており、本学も攻撃対象となる可能性があることから、情報セキュリティを強化し、本学のステークホルダーに関する情報流出を防止する必要がある。このため、次の取り組みにより、セキュリティインシデントの発生リスクを低減し、迅速な対応と業務継続を可能にすることで、本学全体の情報セキュリティを更に強化する。

(ア) 情報セキュリティに対するリテラシー向上、BCP対策

定期的なセキュリティ教育の実施やインシデント報告の共有、サイバー攻撃に関する最新情報の注意喚起を通じて、情報セキュリティリテラシーの向上を図る。

また、インシデント発生時に業務を速やかに復旧させるためのBCPの策定や訓練を実施し、被害を最小限に抑える体制を整備する。

(イ) ウイルスや迷惑メールによるサイバー攻撃の防止・予防

セキュリティソフトや迷惑メールフィルターの適切な運用により、ウイルスをはじめとするサイバー攻撃を防止・予防する。

⑩内丸メディカルセンターの移転・統合に伴う内丸サーバ室の移設検討

内丸地区7号館3階にある総合情報センターサーバ室には、内丸地区の情報通信ネットワークの中心となる機器が設置されている。

本学経営再建の方針により、内丸地区の歯学部・歯科医療センターの情報通信ネットワークを引き続き維持する必要があるが、当該サーバ室は、将来の内丸メディカルセンターの移転・統合に伴い、別の場所へ移設の可能性がある。このため、当該サーバ室の移設に関する検討や歯学部・歯科医療センターの情報通信ネットワークの整備に係る設計及びこれらの費用の算出を行う。

⑪ネットワーク及びサーバの持続可能な保守体制の構築

内丸地区ネットワークの再構築は同地区の整備計画と合わせて実施する必要があり、また、附属病院ネットワークの更新までの間は耐用年数が超過した現行機器を継続して利用する必要がある。

このため、1) 障害時対応が可能な総合情報センター事務室職員の人材確保と育成、2) 障害時に交換可能な予備機の台数確保、3) 保守業者とのより綿密な連携を実施し、現行機器に障害が発生した場合でも迅速な対応が可能な体制を構築する。

また、自営にて運用しているサーバについても同様の体制を目指す。

⑫標準的な内部監査手続きの徹底による法人運営の効率化に資する内部監査の実施

2025年度の私立学校法の改正に基づき、大臣所管学校法人においては、内部統制システムの整備が必要となる。本学においてもその対応が求められるようになることから、内部監査の実施にあたり、監査規程及び監査要領等の見直しを行い、適切な監査プロセスによる標準的な内部監査手続きの徹底を図っていく。

また、多様な社会変化に対応するため、職務に必要な情報の収集や組織内外及び関係者が相互に伝達できる体制を整備する。具体的には内部監査計画を策定・実施し、リスク管理の機能を働かせ改善を要する事項に関しては、被監査部署との意見交換を積極的に行い、実施可能な改善策を共に見出し、業務の効率化を図っていく。

さらに、内部監査の実施を通じて、被監査部署に対し、内部監査に関する基本的事項の周知や社会のニーズに対応した監査の有効性に関する啓発に取り組む。併せて、法人監事及び会計監査人との連携に努める。

(6) 施設設備関係

①内丸地区活用検討の推進

内丸メディカルセンターとして利用している既存施設は築後 50 年を経過した建物が多く存在し、老朽化の進行が著しく、盛岡市からは外来棟及び管理棟について、耐震改修促進法による要緊急安全確認建築物に該当することから耐震改修等の建物の対応方針について具体的な計画の作成を求められている。

将来的に内丸地区は、本学発祥の建物である 1 号館等を除く旧附属病院の建物を全て解体する予定であり、解体後は盛岡市中心部に 2 ヘクタールもの土地が生まれ、今後のまちづくりを考える上でも非常に重要な役割を果たすものであり、これまで岩手県、盛岡市、盛岡商工会議所と意見交換を継続している。盛岡市においては、「内丸地区将来ビジョン」を策定し、現在は具体的な計画として「内丸プラン（仮称）」の策定を進めているが、それらと足並みを揃えながら内丸地区活用検討を進めていく。

②矢巾キャンパス図書館災害（図書落下）防止対策

矢巾図書館では、東日本大震災で 85%の資料が落下し書架・図書の破損が生じた。資料の保護と利用者の身の安全を確保するため、2012 年度から書架の防振バーによる天繋ぎ、アンカーによる床固定、書架の上部棚板(150cm 以上) 1,036 段中 836 段(80%)の傾斜スライド棚設置を段階的に整備している。

2025 年度からは、残りの上部棚板 200 段の傾斜スライド棚について、危険度の高い書架から優先順位を決めて 4 年間で設置する計画とし、2025 年度は 50 段を設置する。学生その他、附属病院移転後に職員利用者が増加していることから、適切な防災対策を講じる。

岩手医科大学は 2017 年に創立 120 周年を迎えました。

〒028-3694 岩手県紫波郡矢巾町医大通一丁目 1 番 1 号

- TEL : 019-651-5111 (代表)
- URL : www.iwate-med.ac.jp
- 発行 : 2025 年 3 月 24 日

岩手医科大学企画部企画調整課



誠のあゆみ、未来へつなぐ